

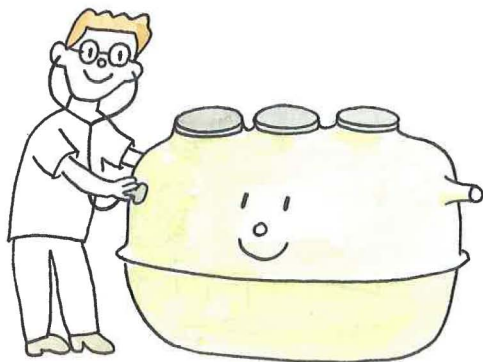
水質検査を受ける義務もあるようですが



浄化槽法では、浄化槽管理者は「水質に関する検査」を受けなければならないことになっています。

浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを、この法定検査で確認するわけですから、大変重要な検査です。

これらの検査は「浄化槽法」に定められていることから、法定検査と呼びますが、浄化槽を使い始めて3カ月経過してから5カ月以内に行う「設置後等の水質検査」（7条検査）と、その後、毎年1回定期的に行う「定期検査」（11条検査）があります。





水質検査を行う人は、 だまっていたても来てくれますか

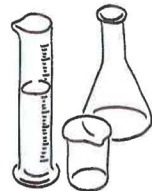
環境省から都道府県知事・政令市（保健所を設置している市）市長宛の通知によると「浄化槽の水質に関する検査は、当該浄化槽の管理者から検査の依頼があったときに速やかに行うものとする」とあります。つまり、この水質検査は、浄化槽管理者である『使う側』の皆さんが依頼することとなっています。依頼しない場合は、都道府県知事から勧告を受け、それに従わなければ過料に処せられます。なお、検査を依頼する検査機関は、地元の知事が指定した「指定検査機関」に申し込むことになります。詳しくは、地元市町村・保健所の浄化槽担当課、または浄化槽協会へ問い合わせてください。



水質検査とは、どんなことを 行うのですか



検査の項目を表にして
下のようにまとめてみました。



	「浄化槽設置後の水質検査」	「定期検査」
検査の時期	使用開始後3カ月経過してから5カ月以内	年1回
外観検査	設置状況 設備の稼働状況 水の流れ方の状況 使用の状況 悪臭発生状況 消毒の実施状況 か、はえ等の発生状況	設置状況 設備の稼働状況 水の流れ方の状況 使用の状況 悪臭の発生状況 消毒の実施状況 か、はえ等の発生状況
水質検査	水素イオン濃度 (pH) 汚泥沈殿率 溶存酸素量 透視度 残留塩素濃度 生物化学的酸素要求量 (BOD)	水素イオン濃度 (pH) 溶存酸素量 透視度 残留塩素濃度 生物化学的酸素要求量 (BOD)
書類検査	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否か等について検査を実施	保存されている保守点検と清掃の記録、前回検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて検査を実施

保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けるのですか



すべての浄化槽は、この法定検査を受けなければならないと、浄化槽法に規定されています。

この検査には「設置後等の水質検査」（7条検査）と「定期検査」（11条検査）がありますが、そのうち毎年1回行う「定期検査」は平常の保守点検・清掃が適正かどうかを判定するものですから、たとえ浄化槽保守点検業者と委託契約していても、その目的が異なりますから、指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。



水質検査を受けた後、「不適正」の通知を受けましたが、どうしたらいいでしょうか

指定検査機関から浄化槽管理者へ提出される、検査結果書には、①適正、②おおむね適正、③不適正の3段階の判定が記載されます。

このうち「不適正」の判定が記載されている場合には、検査結果書にしたがって工事業者や保守点検業者に相談し、適切な措置をしなければなりません。その際には、保健所等からの指導がありますので、まずはそれに従って改善を行ってください。



保守点検・清掃の記録は どれくらい保管しなければ ならないのですか

保守点検・清掃の記録は、浄化槽管理者が3年間保管する義務があります。また、これらの記録は法定検査の際に必要なものです。これらがないと書類検査ができなくなりますので、専用の書類入れをつくって、保存するとよいでしょう。



浄化槽法に違反した場合の 「罰則」とは どのようなものですか



浄化槽管理者に関する違反行為とその罰則は次のとおりです。

- 1 保守点検や清掃が定められた基準に従っていないとして、都道府県知事に改善措置や使用停止を命ぜられたにもかかわらず、この命令に違反した場合
→6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 2 無届か嘘の届け出により浄化槽を設置した場合
→3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 3 届け出た浄化槽の設置又は構造・規模の変更計画が不適正であるとして、計画の変更又は廃止を命ぜられたにもかかわらず、これに違反した場合
→3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 4 行政庁から浄化槽の保守点検や清掃等に関して報告を求められたにもかかわらず、報告をしなかったり嘘の報告をした場合
→30万円以下の罰金
- 5 設置後等の水質検査及び定期検査についての都道府県知事からの命令に従わない場合
→30万円以下の過料
- 6 浄化槽の使用を廃止したときの都道府県知事への届出をしなかったり嘘の届出をした場合
→5万円以下の過料
- 7 行政庁の立ち入り検査を拒んだり妨げたり、質問に答えなかったり、又は嘘の答えをした場合
→30万円以下の罰金

■ 法定検査手数料

使用開始後の水質検査（第7条検査）

8,000 円

毎年1回の定期検査（第11条検査）

20 人槽以下	5,000 円
21～100 人槽以下	6,000 円
101 人槽以上	7,000 円